ＴＯＫＹＯ働きやすい福祉の職場宣言事業

職場宣言申請のための オンライン個別相談（任意）

【申込書】

～オンライン個別相談とは？～

現在、職場宣言への申請をお考えの方に、申請に関する個別相談対応を行います。
なお、お申込みには以下の要件すべてに該当する必要があります。相談をご希望される方は、**以下の３項目に✓をつけ、本票をＦＡＸまたはメールにてお送りください。**

●申込要件●

☐　TOKYO働きやすい福祉の職場宣言に宣言する意思がある。

☐　これまでにスタートアップセミナーに参加した、あるいはスタートアップセミナー動画を見た。
⇒参加または視聴年月日（　　年　　月　　日）

☐　Zoomを用いて相談することができる。

申 込 期 間 ：令和５年６月２０日(火)～令和５年１１月３０日(木)
Ｆ　Ａ　Ｘ：０３－３３４４－８５９４
Ｅｍａｉｌ：sengen_shinsei@fukushizaidan.jp
担　　当：ＴＯＫＹＯ働きやすい福祉の職場宣言担当宛

法人名（事業所名）	
ご担当者様氏名／電話番号	／　（　　）
メールアドレス	
相談したい事項 該当するものに〇をつけてください。（複数回答可）	・「公表情報項目入力シート」の書き方について ・　ガイドライン項目達成のために用意するべき書類について （項目番号⇒　　） ・　現地確認について ・　その他（　　）